

一般廃棄物処理業 収集運搬業  
~~処分業~~ 許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

八街市長 北村 新司 様

申請者 住 所

氏 名

印

TEL

（法人にあっては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の規定により申請します。

1	申請者の本籍	法人の場合は登記簿の本店所在地	氏 名	法人は法人名及び代表取締役氏名
	申請者の現住所	法人の場合は本店所在地	生年月日	法人は空欄
2	主たる事務所の所在地	市内事業所を記入してください。		
3	業 種	「一般廃棄物処理業（収集運搬業）」又は「一般廃棄物処理業（処分業）」になります。		
4	自動車、その他作業用具の種類及び数量	保有車両一覧表には、産業廃棄物や運送業等以外の、一般廃棄物処理業に使用する全ての車両を記入した上で、市内使用車両を明記すること。 スペースが無い場合は「自動車については別紙保有車両一覧のとおり」「その他については別紙のとおり」と記入して、それぞれ添付してください。		
5	廃棄物の積換え場、処理場、処分地等の所在地、構造及びその付近の見取図	廃棄物の排出場所で分別するのではなく、別の場所に持ち込んで分別等するのであれば積換え場です。 古紙やカン・金物、びん等を再生利用ルートにまわす中間処理施設や、焼却・埋め立て等の処分地等について記入してください。この欄に記入が難しければ「別紙のとおり」として別様で結構です。 会社名・連絡先・所在地・地図は必ず添付、積換え場や八街市クリーンセンター以外の処分地であれば詳しい構造図も添付してください。八街市クリーンセンターのみが処分地であれば、地図の提出で結構です。		
6	従 業 員 の 数	市内従事従業員数/総従業員数	1 日の処理能力	明記し、作業計画に根拠計算式記入。単位kg
7	収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画	詳しく内容を把握したいので、「別紙作業計画のとおり」として、別様で提出してください。		
8	収 集 区 域	全ての取り扱い事業所です。この欄に記入が難しければ「別紙のとおり」として別様で結構です。		
9	取 扱 料 金	記入してください。この欄に記入が難しければ「別紙のとおり」として別様で結構です。		
10	そ の 他			

添付書類

- 1 法人にあっては、その定款の写し及び登記簿謄本
- 2 印鑑証明
- 3 役員名簿
- 4 その他

(注) 本申請書に記載できない事項については、別紙に記載し添付する。

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業の許可証の再交付を受けたいので、八街市廃棄物の処理及び清掃に  
関する規則第3条第2項の規定により申請します。

許可証の許可年月日 及び許可番号	
申 請 理 由	
申 請 理 由 発 生 年 月 日	

(注) き損の場合はその許可証を添付する。

一般廃棄物処理業許可申請事項変更届

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業の許可申請事項の変更をしたので、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条第1項の規定により届出します。

許可証の許可年月日 及び許可番号		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類

- 1 許可証又はその写し
- 2 申請書の添付書類に変更がある場合は、その書類

一般廃棄物処理業許可申請事項変更申請書

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業許可申請事項の変更をしたいので、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条第2項の規定により申請します。

許可証の許可年月日 及び許可番号		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 予 定 年 月 日	第5号様式は申請書です。変更予定日は、本書を提出した日のあとの日づけになります。	
変 更 理 由		

添付書類

- 1 許可証又はその写し
- 2 申請書の添付書類に変更がある場合は、その書類

一般廃棄物処理業休止・廃止届

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業を休止・廃止したいので、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する  
条例第13条の規定により届出します。

許可証の許可年月日 及び許可番号	
業 種	「一般廃棄物処理業（収集運搬業）」又は「一般廃棄物処理業（処分業）」になります。
休止・廃止年月日	営業を10日以上休止し、又は廃止しようとするときは、休止・廃止年月日の30日前までに、届出してください。
理 由	

（注）許可証を添付すること。← 規則第6条により、原本返納です。

一般廃棄物処理業 (収集運搬業) 許可証更新申請書  
~~処分業~~

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

申請者 住所  
氏名 (印)

TEL  
 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物処理業許可証の更新を受けたいので、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第8条の規定により申請します。

1	申請者の本籍	法人の場合は登記簿の本店所在地	氏名	法人は法人名・代表取締役氏名
	申請者の現住所	法人の場合は本店所在地	生年月日	法人は空欄
2	主たる事務所の所在地	記入してください。市内に事務所がある場合は、所在地を記入してください。		
3	業種	「一般廃棄物処理業(収集運搬業)」又は「一般廃棄物処理業(処分業)」になります。		
4	自動車、その他作業用具の種類及び数量	保有車両一覧表には、産業廃棄物や運送業等以外の、本件一般廃棄物にかかる車(他市町村分を含む全車両一覧に、市内使用車両はその旨明記)を記入して下さい。スペースが無い場合は「自動車については別紙保有車両一覧のとおり」「その他については別紙のとおり」と記入して、それぞれ添付してください。		
5	廃棄物の積換え場、処理場、処分地等の所在地、構造及びその付近の見取図	廃棄物の排出場所で分別するのではなく、別の場所に持ち込んで分別等するのであれば積換え場です。古紙やカン・金物、びん等を再生利用ルートにまわす中間処理施設や、焼却・埋め立て等の処分地等について記入してください。この欄に記入が難しければ、「別紙のとおり」として、別様で提出してください。会社名・連絡先・所在地・地図は必ず添付、積換え場や八街市クリーンセンター以外の処分地であれば詳しい構造図も添付してください。八街市クリーンセンターのみが処分地であれば、地図の提出で結構です。		
6	従業員の数	市内従事者数及び全従業員数	1日の処理能力	明記し、作業計画に根拠計算式記入。
7	収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画	詳しく内容を把握したいので、「別紙作業計画のとおり」として、別様で提出してください。		
8	収集区域	市内取り扱い事業所を全て記入してください。この欄に記入が難しければ、「別紙のとおり」として、別様で提出してください。		
9	取扱料金	記入してください。		
10	その他			

- 1 法人にあっては、その定款の写し及び登記簿謄本
  - 2 印鑑証明
  - 3 役員名簿
  - 4 許可証 ←更新申請書提出の時は「写し」
  - 5 その他
- (注) 本申請書に記載できない事項については、別紙に記載し添付する。

様式第1号（第2条）

一般廃棄物処理業 ~~（収集運搬業）~~ ~~（処分業）~~ 許可申請書

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

申請者 住 所

氏 名

⑧

TEL

（法人にあっては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の規定により申請します。

1	申請者の本籍		氏 名	
	申請者の現住所		生年月日	
2	主たる事務所の所在地			
3	業 種			
4	自動車、その他作業用具の種類及び数量			
5	廃棄物の積換え場、処理場、処分地等の所在地、構造及びその付近の見取図			
6	従 業 員 の 数		1 日 の 処 理 能 力	
7	収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画			
8	収 集 区 域			
9	取 扱 料 金			
10	そ の 他			

添付書類

- 1 法人にあっては、その定款の写し及び登記簿謄本
- 2 印鑑証明
- 3 役員名簿
- 4 その他

(注) 本申請書に記載できない事項については、別紙に記載し添付する。

様式第3号（第3条第2項）

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業の許可証の再交付を受けたいので、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条第2項の規定により申請します。

許可証の許可年月日 及び許可番号	
申 請 理 由	
申 請 理 由 発 生 年 月 日	

(注) き損の場合はその許可証を添付する。



様式第4号（第4条第1項）

一般廃棄物処理業許可申請事項変更届

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業の許可申請事項の変更をしたので、八街市廃棄物の処理及び清掃に  
関する規則第4条第1項の規定により届出します。

許可証の許可年月日 及び許可番号		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類

- 1 許可証又はその写し
- 2 申請書の添付書類に変更がある場合は、その書類

様式第5号（第4条第2項）

一般廃棄物処理業許可申請事項変更申請書

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業許可申請事項の変更をしたいので、八街市廃棄物の処理及び清掃に  
関する規則第4条第2項の規定により申請します。

許可証の許可年月日 及び許可番号		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 予 定 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類

- 1 許可証又はその写し
- 2 申請書の添付書類に変更がある場合は、その書類

様式第6号（第7条）

一般廃棄物処理業休止・廃止届

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

住 所

氏 名 ⑧

〔法人にあっては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業を休止・廃止したいので、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する  
条例第13条の規定により届出します。

許可証の許可年月日 及び許可番号	
業 種	
休止・廃止年月日	
理 由	

(注) 許可証を添付すること。

様式第7号 (第8条)

一般廃棄物処理業 ~~(処分量)~~ (収集運搬業) 許可証更新申請書

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

TEL

(法人にあっては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物処理業許可証の更新を受けたいので、八街市廃棄物の処理及び清掃に  
関する規則第8条の規定により申請します。

1	申請者の本籍		氏 名	
	申請者の現住所		生年月日	
2	主たる事務所の所在地			
3	業 種			
4	自動車、その他作業用具の種類及び数量			
5	廃棄物の積換え場、処理場、処分地等の所在地、構造及びその付近の見取図			
6	従 業 員 の 数		1 日の処理能力	
7	収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画			
8	収 集 区 域			
9	取 扱 料 金			
10	そ の 他			

- 1 法人にあっては、その定款の写し及び登記簿謄本
- 2 印鑑証明
- 3 役員名簿
- 4 許可証
- 5 その他

(注) 本申請書に記載できない事項については、別紙に記載し添付する。

# 誓約書

私は、一般廃棄物 ~~処~~<sup>収集運搬</sup> 業の許可を受けるにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取り消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

平成 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

誓約者 住 所

氏 名

㊦

電話番号

# 誓約書

私は、一般廃棄物<sup>収集運搬</sup>処分業の許可を受けるにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取り消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

平成 年 月 日

八街市長 様

誓約者 住 所

氏 名

㊟

電話番号